

令和5年度 太陽光発電普及啓発コンテンツ作製業務 募集要領

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

令和5年度 太陽光発電普及啓発コンテンツ作製業務

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 履行期間

契約締結日～令和6年3月22日

2 目的

川崎市は2022年3月に改定した「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、2030年度時点の市域における再生可能エネルギー導入量目標を累計33万kWと設定し、その普及に取り組んでいる。また、都市的性格を有する川崎市の地域特性を加味して、再生可能エネルギーのなかでも最も普及ポテンシャルが高い太陽光発電に着目し、2023年3月には太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入義務制度を含む新たな事業「建築物太陽光発電設備総合促進事業」を創設した。この中で、戸建て住宅を含めた中小規模建築物に対する義務制度（特定建築事業者太陽光発電設備導入制度）は、2025年4月に開始することを予定しており、実際に太陽光発電設備を利用する市民等に対して制度周知や太陽光発電設備設置のメリットなどの情報発信を行うことが重要である。

このことから、市民等への情報発信を行うための太陽光発電設備設置のメリットなどの市民にとって必要な情報を網羅した動画やリーフレットを作製するものである。

3 業務内容

(1) 太陽光発電普及啓発リーフレット

ア 企画、対象の取材、広報物の作製等

下記のテーマについて、独自の創意工夫を加えた太陽光発電の魅力を引き出す企画を考案するとともに、本市が設ける予定である太陽光発電に関するポータルサイトなど他の情報発信ツールとの連携や、活用方法も考慮して作製する。

なお、掲載内容については、発注者が示すものとする。

<掲載予定の内容>

- a.太陽光発電の基礎情報
- b.太陽光発電を活用するメリット（経済性、環境配慮、レジリエンスなど）
- c.太陽光発電に関するQ&A
- d.川崎市が施行を予定する太陽光発電設備に関する新たな制度
- e.太陽光発電に関する関連情報（設置手法など）

イ デザイン、レイアウト、必要な画像の提供

写真やイラストを多用し、思わず手にとりたくなるような魅力あふれる、かつ、インパクトがあるデザインとする。リーフレットのデザインは早い段階でデザインラフイメージを提示し、発注者と協議のうえで作製する。写真、イラスト等の紙面構成に必要な資料や情報等は受注者において入手することを基本としながら、必要に応じて発注者も提供する。

ウ パンフレットの印刷及び納品

A3 中折。フルカラー印刷。印刷用紙はマットコート 90 kg。

エ アからウに掲げるもののほか、本業務に関する提案

(2) 太陽光発電普及啓発動画

ア 作製したパンフレットに沿った内容で台本を作製し、市と協議のうえ、内容を確定する。

イ 15 秒程度のショートバージョン（1 本）とおおむね 5 分以内のロングバージョン（1 本）の動画を作製する。

ウ ショートバージョンの作製にあたっては、視聴者がロングバージョンの視聴へアクセスできるような工夫をすること。

エ 作製した動画にセリフがある場合は、字幕あり、なしの 2 パターンを作製する。

オ 作製した動画は Youtube やアゼリアビジョン等での活用が可能な形式で作製する。

カ 出演者との交渉・調整、撮影場所の手配・調整は受注者が行う。

4 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、次の条件を全て満たす必要があります。

- (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 評価委員会実施時（令和 5 年 1 2 月）に、令和 5・6 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「99 その他」に登録されていること。

5 委託金額の上限

総額 2,629,000 円（消費税相当額含む）

6 契約締結までのスケジュール（予定）

項目	月 日
募集開始	1 1 月 6 日（月）
参加意向申出書の提出期限	1 1 月 1 3 日（月）午後 5 時 必着
参加資格確認結果の通知	1 1 月 1 4 日（火）
質問書の提出期限	1 1 月 2 0 日（月）午後 3 時 必着
質問回答	1 1 月 2 2 日（水）
企画提案書の提出期限	1 1 月 3 0 日（木）午後 3 時 必着
評価委員会の開催	1 2 月 5 日（火）
受託者決定	1 2 月上旬
契約締結	1 2 月上旬

7 実施事務手順

(1) 参加意向申出書の配布及び提出

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加意向申出書（様式 1）（必要に応じて、参加要件に係る提出書類）を提出してください。

ア 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階
(令和5年11月13日以降は川崎市役所本庁舎21階に移転)
川崎市環境局脱炭素戦略推進室
担当：磯部、飛田
午前9時～午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)
電話 044-200-2178(直通) FAX 044-200-3921
電子メール 30dtanso@city.kawasaki.jp

参加意向申出書(様式1)は**配布・提出場所**で配布するほか、川崎市ホームページからのダウンロードも可能です

イ 配布期間

令和5年11月6日(月)～令和5年11月13日(月)

ウ 提出方法

持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)

エ 提出期限

令和5年11月13日(月)午後5時

ただし、郵送の場合は令和5年11月13日(月)午後5時**必着**とします。

※令和5年11月13日(月)午後5時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(2) 提案資格確認結果通知書の交付

参加意向申出書(様式1)を提出した者には、令和5年11月14日(火)までに提案資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(3) 質問の受付

委託内容等に関する質問を受け付けます。

ア 質問方法

質問書(様式2)を持参または電子メールにて提出してください。電子メールアドレスや担当者は、「8(1)ア」に記載のとおりです。

※電話、FAXによる質問は受け付けません。

イ 受付期間

令和5年11月14日(火)～令和5年11月20日(月)午後3時

※受付期間を過ぎた質問については回答しませんので御注意ください。

ウ 回答方法

令和5年11月22日(水)までに、他社分も含めて、全社に電子メールにて回答を送付します。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(4) 企画提案書等の提出

企画提案書、見積書を次のとおり提出してください。加えて、関連する業務実績を示す書類があれば、次のとおり提出してください。

ア 提出書類

(7) 企画提案書

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副5部の計6部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(4) 見積書

- ・書式は任意とする。
- ・見積額とその積算の根拠を示すこと。
- ・積算の根拠を示す際は、リーフレット作製費、動画作製費の項目ごとに示し、各項目の合計額に消費税及び地方消費税を加算した金額が上記「6 委託金額の上限」に示す金額の範囲内となるよう提案を行うこと。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副6部の計7部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(7) 関連する業務実績を示す書類

- ・書式は任意とする。
- ・大きさ及び枚数は、A4サイズで、枚数は任意とする。
- ・部数は、正1部と副5部の計6部を提出すること。
(正のみ社名を記載し、副には社名を記載しないこと。)

(1) 企画提案内容

- 1 業務の理解
- 2 コンテンツの企画等
 - ・リーフレット作製に関する提案
 - ・動画作製に関する提案
- 3 その他
 - ・人員配置
 - ・所要額

イ 提出方法

持参または郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る）。（窓口は「8 (1) ア」参照）

ウ 提出期限

令和5年11月30日（木）午後3時

ただし、郵送の場合は令和5年11月30日（木）午後3時**必着**とします。

※令和5年11月30日（木）午後3時を過ぎて提出されたものについては、受け付けません。

(5) 評価委員会の開催

令和5年度 太陽光発電普及啓発コンテンツ作製業務委託に係る企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、次の「評価の着眼点」に基づき、提案内容の審査及び評価を行い、受託者を特定します。

評価委員会では、企画提案書を使用し、持ち時間10分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後10分間の質疑を行います。

なお、評価委員会はウェブ会議システムを活用したものとします。

ア 開催日時

開催日時 令和5年12月5日（火）の発注者が指定する時間
各社の開始時刻や、ウェブアカウントは、決定次第通知します。

イ 評価項目・配点

評価項目	評価の着眼点	配点
1 企画提案		
①業務内容の理解度	本業務の目的を理解し、本市の方向性と合致した提案であるか。	10
②企画力	具体的かつ魅力的な提案が示されているか。	5
	専門的知識からの提案内容となっているか。	5
③表現力	市民が分かりやすい媒体の作製に向けた提案となっているか。	5
④実現性	実現可能な提案内容になっているか。	10
2 体制、能力等		
⑤人員配置	確実に業務を遂行できる人員配置となっているか。	5
⑥コミュニケーション能力	業務への積極的な取組姿勢が感じられるか。 説明能力や質疑応答能力が高いか。	5
⑦所要額	次の評価基準により、安価な順に高い評価を行う。 【評価基準】 委託金額の上限と比較し、見積額が 95%以上 ⇒ 3点 90%以上95%未満 ⇒ 4点 90%未満 ⇒ 5点	5

評価項目ごとに5点満点とし、絶対評価による客観的採点を行います。

採点結果のうち、評価項目①、④は2倍にして計算します。

ウ 順位の決定方法

各評価委員の採点を集計し、合計点により順位を決定します。基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた提案者について適正と判断します。なお、同点の企画提案が複数あった場合には、次の選考により順位を決定します。

・評価項目①、②、④の合計点が最も高い事業者

上述の選考が難しい場合は、評価委員長が順位を決定します。

エ 注意事項

(ア) ウェブ会議システムは、ZOOM を活用することとし、事務局がホストとなります。

(6) 審査結果の通知

評価委員会における審査結果を12月上旬に電子メールにてお知らせします。ただし、電子メールアドレスを登録していない場合は、「8(1)ア」まで直接受け取りに来るようお願いいたします。

(7) 契約締結

評価委員会において受託者として特定された者と、本業務にかかる契約締結の協議を行い、契約を締結します。なお、受託者は契約書を作成する必要があります。

契約保証金については、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約書に記載する推定総金額の10パーセントを納付する必要があります。

8 その他

(1) 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

(2) 応募の辞退

参加資格確認結果通知書交付後に、応募を辞退することになった場合には、辞退届(様式3)を令和5年11月30日(木)午後3時までに「8(1)ア」に持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る)してください。

ただし、郵送の場合は令和5年11月30日(木)午後3時**必着**とします。

(3) 虚偽の記載をした場合

提出書類に虚偽の記載があった場合には、失格とします。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

(5) 費用負担

応募に関して必要となる費用は応募者の負担とします。

(6) その他

ア 川崎市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

イ 応募が1社の場合でも評価委員会を開催し、受託者としての適否を判断します。

ウ 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

エ 当該募集に関しては、事情により取りやめる場合があります。

9 各種書類提出先・問い合わせ先

担当 : 川崎市環境局脱炭素戦略推進室 磯部、飛田

住所 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎17階

(令和5年11月13日以降は川崎市役所本庁舎21階に移転)

電話 : 044-200-2178

FAX : 044-200-3921

メール : 30dtanso@city.kawasaki.jp